

[事案 2021-181] 死亡保険金支払請求

・令和4年3月17日 裁定終了

<事案の概要>

告知義務違反により契約が解除されたことを不服として、解除の取消しおよび死亡保険金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和2年12月に被保険者が肝不全により死亡したため、同年11月に契約した定期保険にもとづき死亡保険金を請求したところ、告知義務違反により契約が解除され、死亡保険金が支払われなかったが、以下の理由により、解除を取り消して、死亡保険金を支払ってほしい。

- (1)被保険者である母は、病名を知らなかったため正しく告知できなかった。
- (2)母が正しい告知ができなかったのは、インターネットの申込画面が分かりづらいことが原因である。
- (3)コールセンターの担当者が、死亡保険金について「払えます」と回答した。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)被保険者には入院歴があり、告知することは容易であったにもかかわらず、何の告知もしなかったことは、重過失との評価は免れない。
- (2)インターネットの申込画面では、告知の重要性や告知事項の案内が丁寧にされており、正確な告知をするにあたって困難な事情はない。
- (3)コールセンターの担当者が死亡保険金の支払いを確約した事実はなく、まずは請求していただくよう伝えたにすぎない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張内容を確認するため、申立人および申立人父に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、契約解除の取消しは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。